（土壌汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壌汚染対策法施行令第八条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　中谷　元

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許試験手数料			
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千三百五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百五十円）	三千七百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千九百五十円）
普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百円	千二百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百円	千三百五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千七百五十円）
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千二百円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千三百五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千四百五十円）	二千三百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千四百五十円）
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	五百円	千三百五十円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	五百円	千円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千二百円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千三百五十円